

〔「前使用者の定期点検整備記録簿の有無」の表示方法〕

Q. 「前使用者の定期点検整備記録簿の有無」を表示する場合、何年前までの記録簿があれば「有」と表示することができますか？

また、広告に表示する場合は、「前使用者の定期点検整備記録簿の有無」の表示を省略することはできますか？

A. 展示時点から過去2年以内に行われた定期点検整備（道路運送車両法第48条に規定する点検整備）の点検整備記録簿が展示車両に備え付けられている場合は「有」と表示し、それ以外の場合は「無」と表示してください。

また、「有」の場合は、「定期点検整備の内容（乗用車：12ヵ月又は24ヵ月、商用車：6ヵ月又は12ヵ月）」を付記してください。

なお、広告については、「前使用者の定期点検整備記録簿の有無」の表示を省略することができます。

《関連条文 中古車規約施行規則第10条》

1 「前使用者の定期点検整備記録簿の有無」の表示については、次の各号に定めるところにより表示するものとする。ただし、広告、通信販売広告による表示においては、これを省略することができるものとする。

(1) 販売する中古自動車を店頭に表示する時点からさかのぼって2年以内に道路運送車両法第48条に規定する定期点検整備（以下「定期点検整備」という。）が行われ、かつ、定期点検整備記録簿が当該車両に備え付けられている場合に「有」と表示するものとする。この場合において販売業者は、「定期点検整備の内容」を付記するものとする。

(2) 前号以外の場合には「無」と表示するものとする。

2 販売業者は、前項の表示において、「無」と表示した場合には、走行距離数を確認した書類を備え付けておくものとする。